

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例措置
2	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税6)
	② 上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>I. 個人又は法人が、史跡名勝天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、地方独立行政法人(博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を重たる目的とするもの)を追加し、譲渡する場合の譲渡所得については、原則として、2,000万円を限度とする特別控除(所得税)または損金算入(法人税)の特例の適用を受ける。</p> <p>II. 個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体を追加し、以下のとおりの措置を講じる。なお、いずれも国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る。</p> <p>① 個人が重要文化財(動産又は建造物)を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、所得税を非課税</p> <p>② 個人又は法人が重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、2,000万円を上限に、所得税について特別控除、法人税について損金算入</p> <p>※本評価は、I 法人税、II ②法人税についての事後評価。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法 第34条第2項第4号、第40条の2第1項、第65条の3第1項第4号</p>
4	担当部局	文化庁文化資源活用課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年9月 分析対象期間: 平成30年度～令和4年度
6	創設年度及び改正経緯	昭和45年度 国及び地方公共団体に対し史跡名勝天然記念物として

			<p>指定された土地を売り渡した際の譲渡所得の特別控除の創設</p> <p>昭和 50 年度 土地譲渡に係る特別控除・損金算入の上限を 2,000 万円に引き上げ</p> <p>平成 13 年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合への拡充</p> <p>平成 26 年度 国、地方公共団体に加え、地方独立行政法人(博物館相当施設を設置・管理するものに限る)に売り渡した場合への拡充</p> <p>平成 31 年度 国、地方公共団体、地方独立行政法人(博物館相当施設を設置・管理するものに限る)に加え、市町村が指定する文化財保存活用支援団体に売り渡した場合への拡充</p>
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>法人が重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を譲渡した場合に係る法人税の損金算入について、当該特別控除の対象となる譲渡先の対象に地方独立行政法人(博物館相当施設を設置・管理するものに限る)・文化財保存活用支援団体を追加することで、それらへの文化財の譲渡を促進する。これにより、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の滅失を防ぎ、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)(抄)</p> <p>第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月 16 日閣議決定)</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化 (文化芸術・スポーツの振興)</p> <p>文化芸術と経済の好循環による活動基盤強化と持続的発展を加速し、心豊かで多様性と活力のある文化芸術立国を実現する。このため、我が国が誇るソフトパワーや日本遺産等の地域の有形・無形の伝統的・現代的な文化芸術資源・コンテンツの魅力の掘り起こし、磨き上げや強靱化、国際文化交流とそれを通じた平和・絆・安全保障への寄与、国内外への発信強化、クールジャパン戦略の展開、民間資金や著作権制度改革を含む文化DXの活用等を推進する。文化庁の京都移転を機に、文化芸術による地方創生や文化芸術のグローバル展開等の強化に向け、日本博 2.0 の全国展開、食文化や建築文化、生活文化、書籍を含む文字・活字文化、文化観光等による新たな価値創造、社会全体で文化財を支える保存・活用の充実と官民連携等の推進を図る。</p>

		<p>○成長戦略等のフォローアップ(令和5年6月16日閣議決定) V.「日本の魅力を活かしたインバウンドの促進」関連のフォローアップ (文化芸術) ・「文化芸術推進基本計画(第2期)」(令和5年3月24日閣議決定)に基づき、文化芸術と経済の好循環の実現に向けて、ポストコロナの創造的な文化芸術活動やデジタル技術を活用した文化芸術活動、文化資源の保存・活用、子供たちの育成と多様性を尊重した文化芸術の振興、グローバル展開と地方創生に重点的に取り組む。</p> <p>○未来投資戦略 2018(平成30年6月15日閣議決定) iii)文化芸術資源を活用した経済活性化 ②文化芸術資源を核とした地域活性化 ・地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。</p> <p>○文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)(平成29年12月8日文化審議会)</p> <p>文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。…その具体的な施策推進の基盤として、文化財に関するマスタープランの策定・推進を制度化することが必要である。また、マスタープランの趣旨を踏まえた公共に資する民間の活動を奨励していくことも重要である。</p> <p>エ. 民間の推進主体となる団体の位置付け (イ)団体の業務内容と市町村への業務報告等 団体の業務内容は、地域計画に記載された文化財の保存・活用のための措置に合致する業務であり、その内容は地域の計画に応じて異なるものであるが、所有者等からの文化財管理・修理等の相談、地域の文化財の総合的な保存・活用に関する事業の実施や事業への参加、自ら文化財を取得した上での管理、調査研究の実施などが想定される。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針(平成30年6月15日閣議決定) (抄) ③文化芸術立国の実現 文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) (抄) 文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子どもの文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興する</p>
--	--	--

		<p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図る <p>○文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)</p> <p>(文化財保存活用支援団体の指定)</p> <p>第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(支援団体の業務)</p> <p>第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 12 文化芸術の振興</p> <p>施策目標 12-2 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により地方独立行政法人(博物館相当施設を設置・管理するものに限る)・文化財保存活用支援団体への重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡を促進することにより、その滅失を防ぎ、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。具体的な達成目標としては、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地について、既存の租税特別措置等と相まって、譲渡先がないことによる滅失の件数を0とす</p>

			<p>る。なお、文化財の保存・活用については継続されるものであるため、滅失の件数に関する目標達成時期を示すことは困難。また、重要文化財・史跡名勝天然記念物が文化財保存活用支援団体に譲渡された場合、その活用について文化財保存活用地域計画にも位置付けられることを目指す。なお、譲渡は文化財所有者が判断するものであることから、目標達成時期を示すことは困難。</p> <p>※文化財保存活用支援団体は、文化財保存活用地域計画の作成・変更を提案できることとされている(文化財保護法第192条の6第1項)。このため、本措置が動機付けとなり、文化財保存活用支援団体制度の活用が促進されることで、文化財保存活用地域計画の策定が後押しされる。加えて、当該計画の中で、文化財保存活用支援団体が譲渡先となり得る重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地について積極的に位置づけられることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されることが期待される。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 所有者から地方独立行政法人(博物館相当施設を設置・管理するものに限る)・文化財保存活用支援団体への重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡の促進を図ることにより、その滅失を防ぐとともに、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく取組の確実な実行が期待でき、文化財を核とした地域活性化に資する。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>I. 個人又は法人が、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を地方独立行政法人(博物館相当施設を設置・管理するものに限る)に譲渡した件数:0件</p> <p>II. 個人又は法人が、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡した件数:0件</p>
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 I IIともに、平成30年度～令和4年度については、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地について、譲渡先がないことによる滅失の件数は0であり、達成目標は実現されている。なお、重要文化財・史跡名勝天然記念物が文化財保存活用支援団体に譲渡された件数が0であることから、文化財保存活用地域計画の策定にあたり、地域内で譲渡された重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の活用について記載された事例も0件である。</p> <p>他方、地方独立行政法人・文化財保存活用支援団体に譲渡した実績がまだないことから、それらへの譲渡を通じて文化財を核とした地域活性化に資するという達成目標については、その達成状況等を示すことは現時点で困難。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 文化財の修理・整備には多額の費用がかかるため、所有者による適切な保存・管理が困難な場合もある一方、適切に保存・管理できる</p>

		<p>国等に譲渡するには、譲渡した際の課税が障壁となる恐れがある。本特別措置により、より適切に保存・管理を行うことができる国等への重要文化財等の譲渡が促進されることで、その滅失を防ぎ、適切な保存・活用が図られる。</p> <p>I. 地方独立行政法人への譲渡実績がないことから、直接的効果を把握することは困難である。現状、博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を重たる目的とする地方独立行政法人は1法人のみである(令和5年4月1日時点)が、当初国・地方公共団体に限られていた譲渡対象が、地方独立行政法人まで広げられたことで、今後の保存・管理のための譲渡先の選択肢が広がり、文化財の適切な保存・管理の拡充となる。</p> <p>II. 文化財保存活用支援団体に譲渡した実績がないことから、直接的効果を把握することは困難であるものの、現状、文化財保存活用支援団体が全国で5市町村における10団体のみである(令和4年度末時点)ところ、文化財保存活用支援団体の制度の活用促進により団体数が増加し、本税制が積極的に活用されることを通じて、政策目的の実現が期待される。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>税収減の実績は0であるが、文化財の所有者から地方独立行政法人・文化財保存活用支援団体に文化財を譲渡するインセンティブとなり、譲渡先がないことによる滅失の恐れが減少するとともに、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく文化財の計画的な保存・活用の推進に寄与することから、本租税特別措置による減収を是認する効果を有するものである。</p>
10 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>I. 国・地方公共団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、その滅失・散逸を防ぎ、適切な保存・活用が促進されている。これに加え、地方公共団体が運営する博物館等や、国の独立行政法人が運営する博物館等((独)国立文化財機構、(独)国立美術館、(独)国立科学博物館)に対する重要文化財等の譲渡所得に係る課税標準の特例措置が認められており、文化財の適切な保存・管理が促進されていることに鑑みれば、地方独立行政法人が運営する博物館等についても同様の特例措置を認めることは妥当である。</p> <p>II. 文化財は国民の財産であり、その保存と活用に当たっては、過疎化や少子高齢化も踏まえ、所有者や行政だけでなく、地域住民や市民団体等と協働してその取組を推進することが重要。そのため、社会全体で文化財を支える保存・活用の充実と官民連携の推進の重要性が高まっている。本特例により、国からの補助金に限らない、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用が図られるほか、国の認定を受けた地方公共団体の文化財保存活用地域計画に基づく文化財の保存・活用の取組の推進や、文化財を核とした地域活性化への貢献が期待される。また、類似の例として地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画に定められた重点地区における公共・公用施設の整備に関する事業</p>

		<p>の用に供する土地等を、個人又は法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、当該個人又は法人の譲渡所得の特別控除が措置されている。加えて、対象の把握が困難である等の観点から、予算上、個別に補足して補助することが難しいため、税制上の所要の措置を講ずることは妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>I. 現在、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して、国からの予算補助が行われており、この予算措置と、譲渡所得に係る本税制措置があいまって、史跡等の地方独立行政法人への譲渡が促進され、ひいては文化財の計画的な保存・活用が一層促進される。</p> <p>II. 文化財保存活用地域計画は、各市町村において、文化財の保存・活用に関して、目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めるものである。地方公共団体による文化財保存活用地域計画の策定支援は平成 30 年度から先行して実施しているところ。本特例と合わせて実施することにより、法人が所有する文化財の譲渡が実施される場合に、譲渡された文化財に関して地域計画に位置付けられることで、地域計画に基づく公開活用等の実施を一体的に支援することが可能となり、文化財の計画的な保存・活用が一層促進される。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	<p>地方独立行政法人への譲渡についても、今後も譲渡が実施されると想定される。</p> <p>また、文化財保存活用支援団体を指定している市町村が既に存在し今後も増加していくことが想定されること、今後団体に対して、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡が実施されると想定される。</p> <p>このため、I IIともに引き続き当該措置を実施することが望ましい。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	I 事前評価・II 事後評価:平成 30 年 8 月